

岩国市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市が執行する競争入札における郵便による紙入札(以下「郵便入札」という。)について、岩国市条件付一般競争入札実施要領(平成20年10月1日制定)、岩国市建設工事指名競争入札執行規程(平成18年訓令第53号)及び岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得(令和4年4月1日制定。以下「心得」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 郵便入札の対象は、心得第1条に規定する建設工事、建設コンサルタント業務等に係る競争入札であって、郵便入札を行うことが必要と認められるものとする。

(入札の公告等)

第3条 郵便入札を行う場合の入札については、入札公告又は指名通知(以下「入札公告等」という。)に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) その他必要と認める事項

(入札の方法)

第4条 郵便入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類(以下「入札書等」という。)を指定された到達期限までに、日本郵便株式会社岩国郵便局(以下「指定郵便局」という。)留の一般書留郵便の方法により提出するものとする。この場合において、郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。

- (1) 入札書(心得様式第3-1号又は心得様式第3-2号)
- (2) 工事費内訳書(入札公告等において提出の必要があると定める場合に限る。次項において同じ。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札公告等で定める書類

2 入札書等の提出については、中封筒(長形3号サイズ)及び外封筒(角形2号サイズ)の二重封筒を使用するものとし、次の方法により行うものとする。

- (1) 入札書の中封筒に入れ、貼付部分を入札参加者の使用印(使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。)で封印し、表面に指定表紙(様式第1号又は様式第2号)を糊付けすること。この場合において、指定表紙には、工事番号又は業務番号、開札日、工事名又は業務名、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載すること。
- (2) 前号の中封筒、工事費内訳書及び入札公告等で定める書類を外封筒に入れて封かんし、表面に指定表紙を糊付けすること。この場合において、指定表紙には、工事番号又は業務番号、開札日、工事名又は業務名、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載すること。

3 次条の入札を辞退する場合を除き、提出後の入札書等について、書換え、引換え又は

撤回を認めないものとする。

(入札の辞退)

第5条 入札の辞退をしようとする入札参加者は、条件付一般競争入札にあつては入札書等を提出した日から開札日時までに、指名競争入札にあつては指名通知をした日から開札日時までに、入札辞退届(心得様式第4-1号又は心得様式第4-2号)をファックス又は持参により契約監理課に提出することにより、入札を辞退することができる。なお、提出後の入札辞退届について、取消し又は撤回を認めないものとする。

2 前項の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。

(入札書等の保管等)

第6条 入札執行者は、入札書等を指定郵便局から回収した後は、開札日時まで適切に保管するものとする。この場合において、提出された入札書等は、原則として返却しないものとする。

2 入札執行者は、開札の開始までに入札書等の外封筒に記載された事項を基にして、入札参加者の一覧表を作成するものとする。

(開札の立会い)

第7条 開札の立会いを希望する入札参加者は、当該入札に係る工事及び業務委託ごとに、入札公告等で定める入札書の提出期限の正午までに、契約監理課にファックスにより開札立会申請書(心得様式第6-1号又は心得様式第6-2号)を提出するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定による申請があつたときは、申請のあつた者全員を立会人として指定するものとし、その旨を通知するものとする。

3 立会人は、当該開札終了後、開札確認書(心得様式第7-1号又は心得様式第7-2号)に署名を行うものとし、公正かつ適正な開札であつたことを確認するものとする。

(開札前の簡易審査)

第8条 開札事務従事者は、開札の前に簡易審査を行い、その結果、入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

2 前項の簡易審査は、入札書等の指定郵便局への到達日、外封筒に糊付けされた指定表紙の記載事項、入札参加資格の要件について、その内容の適否を審査するものとする。

(開札)

第9条 入札執行者は、入札公告等により指定した日時及び場所において開札を行うものとする。この場合において、開札時に立会人がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8の規定により、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札事務従事者及び立会人以外の者は、開札会場に入場できない。

3 条件付一般競争入札においては、入札参加者(前条に規定する簡易審査において入札が無効となった者を除く。)が1者となった場合であっても、開札を行うものとする。

4 指名競争入札においては、入札参加者が1者となった場合、開札を中止するものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 到達期限までに到達しなかったもの
- (2) 第4条に規定する方法によらないもの
- (3) 指定表紙に商号又は名称が記載されていないもの
- (4) 指定表紙の表記が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- (5) 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れたもの
- (6) 同一案件の入札において入札参加者が2通以上の入札書を提出したもの
- (7) 入札書の金額を訂正したもの
- (8) 入札書に記名及び押印のないもの
- (9) 入札書の工事名又は業務名若しくは工事場所又は業務場所が入札公告等と一致しない、又は記載されていないもの
- (10) 入札書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの
- (11) 心得第14条に定めるもの  
(落札者等の決定)

第11条 入札執行者は、郵便入札により落札者及び落札候補者を決定したときは、当該落札者及び落札候補者に通知するとともに、当該内容を岩国市入札情報公開サービス及び契約監理課の掲示場所で公表するものとする。

2 入札執行者は、前項に規定する当該落札候補者の応札価格が市の設定した低入札調査基準価格を下回る場合（以下「低入札」という。）は、落札候補者の決定を保留するとともに、落札候補者が低入札に該当したことを公表し、低入札価格調査を経て落札候補者を決定するものとする。

3 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、くじ引きにより落札候補者及び順位を決定するものとする。この場合において、該当者のうちでくじを引かない者があるときは、当該くじ引きを辞退したものとみなし、辞退した該当者に代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前までに地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知がなされた工事及び業務委託については、なお従前の例による。

指 定 表 紙

<b>岩国市総務部契約監理課 行</b>		
郵便入札用	(中封筒用)	
工事番号		
開札日		
工事名		
差出人	住所	
	商号 又は 名称	
<b>740-8585</b>		<b>日本郵便株式会社 「留置」</b> 岩国郵便局
<b>岩国市総務部契約監理課 行</b>		
<b>書 留</b>		バーコード貼付位置
郵便入札用	(外封筒用)	
工事番号		
開札日		
工事名		
差出人	住所	
	商号 又は 名称	

\*点線に沿ってハサミで切り取り、外封筒、中封筒の表に糊付けしてください。

指 定 表 紙

岩国市総務部契約監理課 行

郵便入札用		(中封筒用)
業務番号		
開札日		
業務名		
差出人	住所	
	商号 又は 名称	

740-8585

岩国市総務部契約監理課 行

日本郵便株式会社 「留置」  
岩国郵便局

書 留

バーコード貼付位置

郵便入札用		(外封筒用)
業務番号		
開札日		
業務名		
差出人	住所	
	商号 又は 名称	

\* 点線に沿ってハサミで切り取り、外封筒、中封筒の表に糊付けしてください。